

午後 1 時 30 分開会

○西岡委員長 はい。皆様、こんにちは。ただいまから文教福祉委員会を開会いたします。以降、着座にて進行させていただきます。

欠席届が出ております。教育政策担当課長が午後 2 時 15 分以降、公務のため、福祉政策担当課長が出張公務のため、健康推進課長が家族看護のため、それぞれ欠席です。

本日の日程及び資料を先日皆様にお送りしました。報告事項は、子ども部が 8 件、保健福祉部が 3 件です。

この日程に沿って進めてまいりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○西岡委員長 はい。

委員会資料については、次回から各委員の区から貸与されていますタブレットによる資料データの参照を認めたいと思います。区貸与のタブレットを使用する委員は、必ず充電した上でタブレットをご持参ください。引き続きペーパーでの資料を希望される委員は、事前に担当書記までご連絡ください。また、傍聴者の方用に委員長としてペーパーベースでの資料も維持したいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、日程 1、報告事項に入ります。子ども部（1）区立小学校における普通教室の状況について、理事者からの説明を求めます。

○窪田教育政策担当課長 それでは、私のほうから区立小学校における普通教室の状況についてご報告申し上げます。教育委員会資料 1-1 をご覧ください。

近年、児童数の増加により、小学校における普通教室の不足が生じてきておりまして、区では、これまでも校内の諸室改修などにより、普通教室を増設してきたところでございます。

教育委員会資料 1-2 でお示ししておりますのが、人口推計に基づきます各小学校の今後の学級数と普通教室の状況でございます。こちらの資料につきましては、6 月の第 2 回定例会でご報告申し上げました今後の学校等のあり方基本構想に記載している内容でございますが、改めてご説明をするものでございます。

資料 1-2 のこちら、グラフの見方を、まずご説明させていただきます。下のページ数、3 ページ、九段小学校を例に取ってご説明申し上げたいと思います。

まず、黄色の棒グラフ、こちらが学級数でございます。令和 4 年度と令和 5 年度が実数、令和 6 年度と 7 年度が推計に基づく想定でございます。九段小は今年度が 17 学級、来年度、再来年度は 18 学級の想定ということになります。

また、グラフの青線でございますが、現時点で普通教室として使用可能な状態になっている教室の数でございます。九段小の場合ですと、19 教室ということになります。この 19 という数でございますが、グラフの下に表があるかと思えます。こちらの表のうち、現在の普通教室の数 17 に、同じく、この表の「◎」になっている教室の数 2 を足したものでございます。「◎」の意味でございますが、今現在、普通教室として使用はしていないものの、普通教室として使用できる状態の教室を示しております。

さらに、グラフの赤線でございますが、こちらは青線の 19 教室以外に、今後、普通教室として改修できると教育委員会のほうで想定をしている諸室の数を加えたものでございます。九段小ですと、20 教室ということになります。下の表との対比で申し上げますと、

「〇」になっている部屋の数を足して、20教室ということになります。

それでは、ここで、ページ数、7ページをご覧いただければと思います。千代田小学校についてでございます。

千代田小学校につきましては、今年度12学級でございますが、令和7年度には、13学級になる想定でございます。

一方、こちらのグラフ、お示ししておりますが、普通教室として使用できる教室数はグラフ青線の14教室となっております。さらに、この14教室以外、今現在、校内で普通教室として転用できると判断できる諸室がこれ以上ないというような状況でございます。このため、令和8年度以降の普通教室の不足が懸念されるというような状況でございます。このため、児童の学習環境が確実に確保できますよう、現在、対応を検討しているところでございます。

ご報告は以上でございます。

○西岡委員長 はい。説明が終わりました。

本件は、第3回定例会の提出予定案件に関連するものということですので、事前審査とならないようにご協力ください。概括的な質疑がありましたら、お願いいたします。

○牛尾委員 じゃあ、大まかなことだけお聞きします。

今回の検討は、普通教室が足りないということで、それに転用できるかどうかというのを調べになったということですが、例えば、特別支援教室とか特別支援学級については検討されたのかどうか、いかがですか。

○西岡委員長 あ、ごめんなさい。ちょっと1回休憩します。すみません。

午後1時35分休憩

午後1時36分再開

○西岡委員長 委員会を再開いたします。

教育政策担当課長。

○窪田教育政策担当課長 特別支援学級の教室につきましては、こちらの検討の中に含まれておりまして、例えば、千代田小学校、この7ページで申し上げますと、特別支援学級用教室ということで、下の表に4教室を含んでおります。つまり、この教室については、普通教室に転用はできないということでお示しをしているものになります。

また、ページ数でいいますと、5ページの富士見小学校でございますけれども、こちらの富士見小学校の表の中に、ランチルームが「□」で表記されているかと存じます。こちら、別の用途での使用を予定している諸室ということでお示ししているものですが、こちらは、今後、特別支援学級の児童が増加する可能性を想定しまして、この諸室については、今後、そういった使い方をしていく可能性があるということでお示ししているものになります。

○西岡委員長 ほかにございますか。

全体的なものなら大丈夫ですけど。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西岡委員長 はい。それでは、（1）区立小学校における普通教室の状況について、質疑を終了いたします。

次に、（2）こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の制定に伴

う関係条例の規定整備について、理事者からの説明を求めます。

○小玉子ども総務課長 それでは、教育委員会資料2に基づきまして、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の制定に伴う関係条例の規定整備についてご説明をさせていただきます。

まず、項番1の背景でございますけれども、こども家庭庁が設置されたことに伴いまして、子ども・子育て支援法及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律並びに関係省令が改正されたため、関係する本区七つの条例について、必要な規定整備を行う必要があるというものでございます。

概要につきましては、子ども・子育て支援法及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律並びに関係省令が改正されたことにより、該当する七つの条例の条の項の削除であるとか、あるいは、事務の所管庁の変更がなされたことにより、関係する下記項番3に掲げます7条例について、必要な規定整備を行うものでございます。

項番3の改正予定条例でございます。（1）から（4）、それから、（7）につきましては子ども部の所管でございますが、（5）、（6）につきましては保健福祉部所管でございますが、こども家庭庁の設置に伴う関係法・省令の改正でございますが、同一委員会でございますので、一括して、私、子ども総務課長が説明をさせていただくものでございます。

次回の定例会に条例案をご提案させていただく予定でございますので、よろしくお願いたします。

説明は以上でございます。

○西岡委員長 はい。説明が終わりました。

先ほど説明があったとおり、改正予定条例のうち、（5）、（6）の所管は保健福祉部ですけれども、関係条例ということで、子ども部からまとめて説明を頂きました。

本件は第3回定例会で議案になる予定の案件です。事前審査とならないよう、ご協力ください。概括的な質疑や資料要求などがありましたら、お願いたします。

特にありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西岡委員長 はい。それでは、（2）こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の制定に伴う関係条例の規定整備について、質疑を終了いたします。

次に、（3）地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の制定に伴う関係条例の規定整備について、理事者からの説明を求めます。

○小玉子ども総務課長 それでは、教育委員会資料3に基づきまして、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の制定に伴う関係条例の規定整備についてご報告をさせていただきます。

項番1、背景といたしましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が制定されたことに伴いまして、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、いわゆる認定こども園法が改正されましたため、関係する本区一つの条例につきまして、必要な規定整備を行う必要があるものでございます。

項番2の概要につきましては、この就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、いわゆる認定こども園法が改正されまして、該当する条の項が繰り上げられたことから、関係する下記項番3に掲げる一つの条例につきまして、必要な規定整備を行うものです。

項番3、改正予定条例でございますが、千代田区保育施設等運営基準条例になります。施行予定日は公布の日です。

こちらも、次回定例会に条例案をご提案させていただく予定でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

説明は以上です。

○西岡委員長 はい。説明が終わりました。

本件も第3回定例会で議案になる予定の案件です。事前審査とならないよう、ご協力ください。概括的な質疑や資料要求などがありましたら、お願いします。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西岡委員長 はい。それでは、（3）地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の制定に伴う関係条例の規定整備について、質疑を終了いたします。

次に、（4）千代田区教育委員会と小笠原村教育委員会との学校教育に係る連携協力に関する協定書の締結について、理事者からの説明を求めます。

○小玉子ども総務課長 それでは、教育委員会資料4に基づきまして、千代田区教育委員会と小笠原村教育委員会との学校教育に係る連携協力に関する協定書の締結についてご報告をさせていただきます。

前回、7月21日の当常任委員会で協定を結ぶ方針であるということをお説明させていただき、教育委員会の議決を経て、協定書の内容が決まったら、改めてご報告させていただきますとご説明させていただいたため、今回、報告をさせていただくものでございます。

8月22日の教育委員会で協定の締結が議決されまして、去る8月24日、資料4のとおり、協定書を締結する運びとなりました。当日は、小笠原村の桐川教育長にも来ていただき、コメントとして、今日この日をスタートとし、まずは、教員間の交流から始め、ひいては、子どもたちの交流につなげていきたいというコメントを頂きました。これによりまして、まずは、教員間の交流を深め、やがては、子どもたちの交流につなげていきたいと、両者の思いが一致したところでございます。

なお、前回、えごし委員から23区と島嶼地域との連携状況について、先例があれば、それを参考に、子どもたちの交流を取り入れてみてはどうかとのご提案を頂きました。その後、調査いたしまして、23区で、都の島嶼地域あるいは全国の離島で教育部門に限定する協定はありませんでしたが、また、教育部門に限定することなく、子どもたちの交流につながる協定を締結している事例は、23区の中で文京区と北区にあることが分かりました。これは、両方とも特定の学校間で交流を行っているケースでございますが、海洋教育をはじめ、自然や文化に触れる、そういった体験をしているということが分かりました。文京区は学校同士の姉妹校協定で、北区は区全体の協定の中の一部の位置づけで、学校間の協定を結んでいるということでした。

当日、小笠原村の教育長に来ていただきましたので、千代田区以外で、今まで子どもたちの交流事業があったかどうかというのを確認させていただいたんですけども、協定は締結していないけれども、杉並区と中学生同士の交流事業を行っている、自然や文化に触れる体験をしていますと。あるいは、山梨県の南アルプス市と姉妹都市の提携を結んでいるということなんですが、交流事業として、中学生同士の相互交流を行っているということを教えていただきました。

児童・生徒の交流につきましては、こういった先例がございましたので、参考に、小笠原村の教育委員会と今後の連携について、さらに協議をしながら進めていきたいというふうに考えております。

報告につきましては、以上でございます。

○西岡委員長 説明が終わりました。委員からの質疑を受けます。

○牛尾委員 先ほどの説明で、ほかの区では、生徒同士の交流があると言いましたけど、千代田も、例えば、孺恋村の芋掘りとか、そういったところで、子どもたちと交流しているというのは、それは学校間の交流には入らないんですかね。

○小玉子ども総務課長 毎年、千代田と孺恋村とで交流しているということがございますので、そういった意味では、学校間の交流はされているというふうに認識しております。

○牛尾委員 今回、小笠原とこういった協定を結んで交流していく。最初は教員同士と。それから、子どもたち同士の交流にまで発展すると、非常に素晴らしいことだとは思いますが。一方で、せっかく姉妹都市、孺恋村、五城目町、こういったところもあるし、ここも自然豊かなところであると。小笠原と協定を結んで、もちろん、ここで、しっかり子どもたちの交流、教員同士の交流を進めていくというのは大事なことだと思うんですけども、一方で、そうした姉妹都市を結んでいるところとの交流というのも、併せてご検討いただければと思いますけれども、いかがですか。

○小玉子ども総務課長 まさにおっしゃるとおりだと思います。姉妹都市との連携も踏まえて、子どもたちの交流も、今後、広げていき、発展させていきたいというふうに考えております。

○牛尾委員 あと、ぜひ、まずは教員同士の交流ということなんですけれども、これを見ると、1年更新というふうになっております。やはり協定を結んだけれども、意味がなかったというふうになるのは非常に残念なことではあるので、ぜひ、しっかりと交流を進めていきながら、その結果というのは、議会なり、あとは、教育委員会もそうですけれども、広く区民に還元するというかな、そうしたものも必要だと思うんですけども、その辺の検討はいかがですか。

○小玉子ども総務課長 確かに、協定では1年ごとの更新という形になっております。ご指摘のとおり、その結果、あるいは、効果というものを教育委員会であるとか、あるいは、区民の皆様、それから、議会の皆様にもお知らせして、その成果というものを示してまいりたいというふうに考えております。決して形骸化させないように、小笠原村の教育委員会事務局の皆さんと取り組んでいきたいというふうに考えております。

○牛尾委員 はい。じゃあ、いいです。

○西岡委員長 ほかにございますか。

○白川委員 まだ漠として、これから試行錯誤なさるんだと思うんですけど、私は、教育委

員会同士の交流というのがちょっと初耳だったもので、自分なりにちょっと調べたんですが、割と珍しいのかなというふうに思います。1点、それはやっぱり珍しいものかどうか。

2点目が、教育委員会が交流するという事は、その下部組織ではないんでしょうけど、学校が交流するというもう一つの段階を経るんだと思います。その場合に、違う学校同士が場所が違う学校と交流するという事になると、学校の垣根を越えるという部分があるんだと思うんですが、その辺の大まかな方策みたいなのはもう決まっているのか。言いたいのは、何とか中学校と何とか中学校と、二つ違う中学校があるときに、その二つの中学校というのは交流があるのかなというのがちょっとあったもんですから、その辺が少し気になりました。

要するに、違う中学生同士、小学生同士が違う場所の中学生、小学生と交流するという事になりますんで、その場合に、ちょっと、何というんですかね、違う学校同士が一つのグループになるといったときに、何かちょっと問題が起こりそうだなという予感がしたもので、その辺は共有していただけないかなというふうに思います。

以上です。

○小玉子ども総務課長 今回、こういった教育委員会同士の協定というものは、おっしゃるとおり、非常に珍しいものがございます。全国的にも事例はなくて、島根と埼玉で、県同士でそういった協定を結んでいるという事例はかつてあったようですけども、今回のように、区と村の教育委員会が結ぶという事例はございませんので、特徴のあるものかなというふうに考えております。

それと、学校同士の交流ということで、違う中学生同士が、違う場所で交流するという事の問題ですか、こちらにつきましては、様々なケースがあると思いますので、ご指摘の内容を踏まえまして、先方の教育委員会、事務局と話をする中で、今頂いたご意見を十分に踏まえて、注意深く交流については進めていくということを考えてまいりたいと思います。ご指摘ありがとうございます。

○白川委員 ありがとうございます。

気になっているのは、やっぱり学校の文化、独自の文化というのがどうしても違う学校だとあるということなので、交流というのは、学校同士のほうがいいのかというふうに考えます。同じ地区内であっても、違う学校が一つのグループになるというと、やっぱり、そこで一つ新しい文化に触れると。さらに、もう一回、新しい文化に触れるということになりますんで、それはもう区割りの仕方ですけども、千代田区のいろんな学生、生徒さんに行くか、あるいは、一つのもう学校にまとめちゃって、その場所に、違う場所に行くみたいな二つのやり方があると思うんですが、それ、どちらかに決めたほうがいいのかというふうに考えました。いかがでしょうか。

○小玉子ども総務課長 一つの場所に行くのか、集まってそこに行くのかというお話ですけども、その辺りも、まだ交流につきましては、詳細を詰めるところだと思いますので、先方の教育委員会事務局さんと詰めていくことかなと思っております。

ちなみに、小笠原村さん、子どもたちですね、生徒たちは東京に修学旅行に来る予定があると。そこで、ぜひ、交流をしたいということをおっしゃっていただいています。ですので、その際、こういった交流をするのかも含めて、形、それから、やり方を含めて、重々検討してまいりたいというふうに考えております。

○西岡委員長 池田委員。

○池田委員 今、白川委員も、先ほどの牛尾委員も指摘があったんですけども、改めて確認をさせていただきたいんですけども、千代田区は、姉妹都市として、五城目町と孺恋村と交流を深めているというところは承知のとおりなんですけども、今回、教育委員会同士でこういう相互の協定書を結ばれて、7月の委員会で、初めて今後のスケジュール感も伺い、もう、すぐに協定を結んだところの報告でしたから、かなり急な報告だったなというところは感じていたんですけども、これまで孺恋村とか五城目町との教育委員会同士というんですかね、議会の交流はもちろんありましたけれども、実際に、教育委員会とはまた違った個々の子どもたちとの行き来というのはやってきたと思います。高原学校ですとか、体験教室とかもされてきていますけれども、教育委員会同士、孺恋村、五城目町というところでは、どのような関係だったか、お聞かせください。

○小玉子ども総務課長 姉妹都市間の教育委員会との連携はどのようなものだったかというご質問でございますけれども、姉妹都市を締結させていただいて、様々な交流事業をさせていただいていく中で、なかなか教育委員会の事務局に伺って、直接交流をするというのは今までなかったかなと、思いますので、これからは、子どもたち、逆に、子どもたちの交流だけではなくて、教育委員会同士の交流にも、姉妹都市を締結させていただいているわけですから、検討していく必要があるかなというふうに考えております。

○池田委員 ぜひ、これを機に、姉妹都市を大事にするということ、ちょっと言い方が極端なのかもしれないんですけども、同じ東京都の島との連携ということも大事ですし、いろいろ災害も含めて、今後は、また新たに協力をしていかなきゃいけないとは思いますが、引き続き、その辺りは教育委員会同士でしっかりと話していただきたいと思うんですけども。

今、課長のさっきの答弁で、向こうからは1週間ぐらいの修学旅行で見えるということでしたけれども、前回の説明だと、週に1回の船便ということで、じゃあ、今度は千代田区の子供たち、小学校、中学校、その子供たちがそちらのほうに赴くときには、今後、どのようなことが想定されるのかなというのは、まだ締結したばかりですから、これからその辺を深めていただきたいと思うんですけども、現時点では、いかがなんでしょうか。

○小玉子ども総務課長 まさに委員おっしゃるとおりでございますけども、小笠原村さんはこちらに来られる予定がある。こちらはどうだというお話。で、週に1便、船が1便ということでございますので、最低でも5泊6日必要、日程が必要になってくるということでございます。ですので、今、先ほどの事例でご紹介いたしましたけれども、杉並であるとかあるいは南アルプス市は、やはり行くにしても、それなりの日程が必要だということになりますので、交流されているのは中学生同士ということなんです。やはり5泊となりますと、なかなか小学生は厳しいという事例、そういう状況があるようですので、そういった小笠原村さんが、現在、他の自治体とやっている事業ですね、交流事業を参考にしながら、進めていきたいと考えておりますので、まだ詳細はなかなか今こうだというのはお話しできないんですけども、小学生というよりは、むしろ中学生を中心とした、そういう交流事業、自然環境であるとか、自然学習であるとか、あるいは、平和教育、そういったものに特化した交流になっていくのかなというふうに考えております。

○西岡委員長 はい。先日、委員長としても、先方の教育長と区役所で面会させていただく機会がありましたけれども、その際に伺った中で、やはり小笠原村の教員へのメリットが大変大きいんだと。先方の島嶼部の子どもと都市部の子どもの交流が貴重ということと、戦時中には大変な歴史も小笠原はありまして、両者ともに文化の交流ですとか歴史の理解度という部分でも様々な意義もありますので、私としてもメリットがあるなと感じた次第です。ただ、ほかの委員からも出ていたとおりで、やはり効果検証というのは必要かなというふうに思いますので、引き続き、よろしく願いいたします。

これは報告となります。

それでは、よろしいですかね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○西岡委員長 （４）千代田区教育委員会と小笠原村教育委員会との学校教育に係る連携協力に関する協定書の締結について、質疑を終了いたします。

次に、（５）お茶の水小学校・幼稚園の施設整備について、理事者からの説明を求めます。

○赤海子ども施設課長 それでは、お茶の水小学校・幼稚園の施設整備につきまして、教育委員会資料５に基づき、ご報告いたします。

お茶の水小学校・幼稚園につきましては、令和元年度から旧施設の解体を行いまして、現在、建築工事を進めているところでございますが、今回、お茶の水小学校・幼稚園の施設整備について、経緯や概要、現況についてご報告させていただくものでございます。

まず、項番１、整備の経緯でございます。錦華小学校、西神田小学校、小川小学校が統合されまして、平成５年４月にお茶の水小学校となりました。児童・園児数の増加に対応するため、錦華公園の一部を幼稚園として使用してきましたが、小学校校舎の老朽化が進む中、幼稚園園舎も含めた新校舎の整備に向けて、平成２９年３月に施設整備検討協議会を設置し、地域、学校関係者と検討を行い、地域の防災拠点や地域コミュニティの核としての役割も踏まえた施設として、整備を進めているところでございます。

２番、整備の概要としましては、記載のとおりでございます。

３番、工事の概要でございますが、（１）工事件名および契約金額・請負者ですが、建築ほか設備として、電気、空調、給排水として、それぞれ記載のとおり工事件名及び事業者となっております。契約金額といたしましては、建築が６億８千８８０万４千円、電気が７億１千９百１万７千円、空調が７億１千４百七十四万七千円、給排水が６億９千８百一十萬四千円でございます。

（２）工期でございますが、令和２年６月２７日から令和５年１２月１５日ということでございます。

（３）番の経過・現況でございますが、令和元年の１０月に解体工事を開始しております。令和２年６月から１１月末、試掘調査で判明しました埋蔵文化財発掘調査を実施いたしました。埋蔵文化財発掘調査終了後に、地中障害物が出現いたしまして、そちらにアスベストの含有が確認されたため、除去作業を実施し、４か月程度の工期延伸でございました。また、令和３年１１月、杭の工事に着手したんですけれども、その杭工事の終盤におきまして、やはり地中障害物が出現しましたもので、施工方法の変更などによる対応で、２か月程度の工期の延伸がございました。また、建築工事の過程におけます関係官公署か

らの指導や現場詳細調査結果などによる変更・追加の設計変更を伴うものがありますが、現在、12月15日の竣工に向けて、建築工事を進めているところでございます。また、工期中にインフレによる金額の変動も生じているという状況でございます。

おめくりいただきまして、裏面をご覧くださいませでしょうか。4番の変更内容等についてでございます。これまでの建築・設備、それぞれ工事を進めていく中で、設計変更等を伴う追加・変更を行ったものと、物価変動により、事業者から契約金額の変更請求があって、協議を行ったものとして、概要及び工種別での変更金額、工種ごとのインフレスライドと申しますが、その対応による金額を記載してございます。

(1)の建築、5億5,298万1,000円増となっております。こちら、主な追加・変更は記載のとおりでございます。また、インフレスライドへの対応といたしましては、5億2,488万7,000円となっております。

次に、電気についてですが、こちら、4,826万8,000円増となっております。こちら関係官公署による指導ですとか、機器仕様変更などによる追加・変更というものでございまして、主な追加・変更は記載のとおりとなっております。また、インフレスライドの対応といたしまして、3,716万9,000円の増ということになってございます。

次に、空調も5,035万8,000円増となっておりますが、こちら機器仕様変更などによる追加・変更で、2,479万4,000円。変更内容等は記載のとおりでございますが、また、インフレスライドの対応といたしまして、2,556万4,000円の増となっております。

最後に、(4)番の給排水については、9,799万9,000円増となっております。こちら機器仕様変更ですとか現場詳細調査などによる追加・変更として、6,396万5,000円。追加変更に関してはご覧いただいているとおりでございますが、インフレスライドの対応といたしまして、3,403万4,000円という状況でございます。

また、最後にイメージとしてなんですけれども、南東側から北西に向けて眺めた完成後のイメージを添付させていただいております。

なお、今ご説明、ご報告させていただきました内容のうち、変更内容及びインフレスライドに伴う契約変更がございます。そちらにつきましては、次の定例会に上げさせていただき、契約案件としてなんですけれども、企画総務委員会でご審議賜る予定でございます。

ご報告、ご説明は以上でございます。

○西岡委員長 はい。説明が終わりました。

本件は、第3回定例会の提出予定案件に関連するものということでしたので、事前審査とならないようにご協力ください。概括的な質疑などがありましたら、お願いします。

○牛尾委員 裏面の4番、項番4の建築、電気の中で、関係官公署による指導とあるんですけれども、これ、どこから指導をされて、何を指摘されたのか、分かりますか。

○赤海子ども施設課長 建築で申しますと、東京都建築指導課からの指導ということで、人用のエレベーターと荷物用のエレベーターの区画の関係の指導があったということと、厨房と廊下の区画の煙感知器の機能ですか、連動した自閉機能の追加ですとか、あと、消防署からの避難経路に関する指摘というんでしょうか、があったようです。

○牛尾委員 電気のほうは。

○赤海子ども施設課長 あ、電気のほうですか。はい、失礼しました。

電気のほうが、こちら、やはり消防署から非常放送設備のROMの追加ということで、いわゆる、設備的なもののグレードアップということになりますでしょうか、そういったことに関しての指導というふうに認識してございます。

○牛尾委員 電気の場合は、音声設備のグレードアップということなんで、これはいいものにしたほうがいいよということだと思うんですけども、この建築のほうについては、煙探知機、消防署のほうから。あとは、東京都のほうからエレベーターのこと。これは、（発言する者あり）契約だから、あっちも。これは、事前の設計とかでは問題ありというふうにならなかったのかどうか。そこ、ちょっと。

○赤海子ども施設課長 設計の段階で、問題にはならなかったのだろうと。いわゆる、解釈、法解釈の見解相違に基づくものではないかなと、子ども施設課としては認識してございます。

○牛尾委員 見解相違。ごめんなさい。

○西岡委員長 牛尾委員。

○牛尾委員 いまいちよく分からないんですけど、見解の相違ということは、こっち側はこっち側でこれで合っているだろうと。ただ、見てもらったら、指摘されたということ。

○大森教育担当部長 ちょっと今回の件とは違う事例で、以前、私が関わっていた中では、消防から消火栓の範囲が何十メートルという範囲があるんですけど、そこに、その範囲の取り方のときに、平面上は入っているんですけど、実際に断面で見ると、高低差があって、その距離を取ると、ちょっと数字が出ちゃうということで、その後、指導で、もう一個つけてくださいみたいな指導がありました。ですので、すみません、ちょっと要領を得ていないんですが、審査だとか、許認可のときには、それで下りています。それで合っているということで、同意いただいているんですけど、その後、いろいろやっぱり細かい調整を詰めていく中で、具体的に、ここは、よりこういうふうにしてくださいという指導は、結構あります。

○牛尾委員 うん。分かりました。

○西岡委員長 よろしいですか。

○牛尾委員 はい。

○西岡委員長 ちょっと暫時休憩します。

午後2時11分休憩

午後2時14分再開

○西岡委員長 委員会を再開いたします。

それでは、（5）お茶の水小学校・幼稚園の施設整備について、質疑を終了いたします。

次に、（6）（仮称）四番町公共施設整備について、理事者からの説明を求めます。

○赤海子ども施設課長 続きまして、次に、（仮称）四番町公共施設整備につきまして、教育委員会資料6に基づき、ご報告いたします。

（仮称）四番町公共施設整備につきましては、旧施設の解体工事がほぼ終わりつつありまして、これから施工範囲の掘削作業に進みます。令和8年8月の竣工に向けて、今、工事を進めているところでございます。今回、（仮称）四番町公共施設の整備につきまして、

経緯や概要、現況についてご報告させていただくものでございます。

まず、項番 1、整備の経緯でございます。四番町保育園・児童館等施設と、隣接する四番町アパート等はそれぞれ施設全体の経年劣化や躯体の老朽化が進んでおりましたことから、子育て機能の拡充と住みよい住環境の実現をコンセプトとした一体的な整備を進めているものでございます。

2番の整備概要としましては、記載のとおりでございます。ご参照いただければと存じます。

3番の工期につきましてですが、令和2年3月13日から令和8年8月14日でございます。

4番、経緯・現況でございます。南棟は令和3年4月から、北棟は令和3年11月から解体に着手しました。南棟の解体におきまして、外壁塗装材や内装の接着材にアスベストの含有が判明しまして、除去作業を実施いたしました。建物解体による音や振動に関する近隣対応として、令和4年の11月に解体の工法を変更してございます。また、地上解体後なんですけれども、南棟の土中にアスベストを含有するスレート板が2月に出現いたしました。こちら、アスベスト含有廃棄物として処分する作業を行ってございます。7月末現在で、約251トン処理をしたという状況でございます。南棟は、引き続き、地中躯体の撤去作業の後、施工範囲の掘削作業に移行する予定でございます。また、北棟は、地中躯体の撤去作業を引き続き行っていくというような、こうした経緯・状況となっております。

今後のスケジュールとしましては、大まかで恐縮なんですけど、令和8年8月の竣工を予定しておりまして、9月以降に移転準備ですとか、移転を予定しているという状況でございます。

また、こちら、絵を入れさせていただいております。右側の配置図ですが、赤色の右下がりの斜線がついた部分が四番町図書館、四番町アパート、職員住宅、防災備蓄倉庫がありました北棟、それから、青で左下がりの斜線がついた部分が四番町保育園、児童館、区営住宅、区民集会室があった南棟でございます。一方、外側にやや細いんですが、赤く線で囲んでいる部分、こちらがこれから建築工事を行っていく新しい四番町公共施設の範囲、敷地としての範囲となっております。

一方、左側のパースですが、こちら、完成後の建物を東側、右側の配置図で申しますと、行人坂と書かせていただいているんですけど、この辺りからご覧いただいているイメージのパースを添付させていただいております。

なお、先ほどの経緯・経過でご説明、ご報告させていただきましたとおり、旧建物の解体において、工法を変更したことですとか、また、旧建物の外壁とか内装関係、南側建物解体後の土中から出たスレート、それぞれに含有しておりましたアスベストの除去の作業を行ったこと、また、先ほどお茶の水小学校・幼稚園の施設整備でも触れさせていただきましたが、物価変動に伴うインフレスライドということで、金額の変動が本件四番町公共施設整備でも生じておりますもので、工事費が増額となる予定でございます。そういったことから、契約金額の変更に伴う補正予算案を次の定例会に上げさせていただく予定でございます。

ご説明は以上でございます。

○西岡委員長 はい。説明が終わりました。

本件も第3回定例会の提出予定案件に関連するものということですので、事前審査とまらないよう、ご協力ください。概括的な質疑などがありましたらお願いいたします。

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○西岡委員長 はい。それでは、（6）（仮称）……。〔発言する者あり〕やるんですか。はい。

牛尾委員。

○牛尾委員 いや、お茶の水のほうには額が載っているんで、こっちは全く額が載っていないから、ちょっとどうなのかなと思いました。

○赤海子ども施設課長 大変失礼いたしました。資料の、ちょっとバランスが異なっているというご指摘でございます。もし、今、口頭で申し上げさせていただければと思うんですが、よろしいでしょうか。

現在の契約金額ということでお示しさせていただきますと、建築で76億5,631万1,533円。数字で淡々と申し上げますと、7656311533円となっております。電気が7億飛んで864万2,000円。708642000円でございます。空調が5億5,624万8,000円。556248000円でございます。給排水が4億7,907万2,000円。479072000円でございます。あと、エレベーター、こちらは特に影響が今ないんですけど、こちら、9,735万円という状況でございます。

○牛尾委員 分かりました。

○西岡委員長 はい。

白川委員。

○白川委員 単純に好奇心で伺いたいんですけど、アスベストを含有しているスレートが埋まっているというのは、どういうことなんでしょうか。要するに、誰かが勝手に廃棄したとか、そういうことなんでしょうか。

○赤海子ども施設課長 先ほどのご説明、南棟の土中というお話を差し上げたところですが、こちらがどれぐらい前のものか、ちょっとはっきりはしないんですけども、この前取り壊した南棟のものではなくて、さらにその前か、さらにその前かというようなものが当時は恐らくあったかと思うんですけど、解体した後、そのまま埋め戻してというようなものが出現してきたというような状況でございます。

○白川委員 分かりました。

○西岡委員長 ほかによろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○西岡委員長 はい。それでは、（6）（仮称）四番町公共施設整備について、質疑を終了いたします。

次に、（7）富士見みらい館PFI終了後の維持管理・運営に向けて、理事者からの説明を求めます。

○赤海子ども施設課長 恐れ入ります。それでは、教育委員会資料7に基づきまして、富士見みらい館PFI終了後の維持管理・運営に向けて、についてご報告させていただきます。

P F I手法により整備しまして、平成22年に開設した富士見みらい館は、令和6年度末に契約期間が満了いたします。このことから、これまでのP F I手法による整備・維持管理・運営についての検証を行ったものでございます。また、今後、次期の管理・運営に向けての検討を深めていくものでございます。

まず、1、富士見みらい館P F I事業概要でございます。こちら、（1）の経緯（概略）といたしまして、富士見小学校、富士見幼稚園、飯田橋保育園及び富士見児童館の老朽化が著しいなど、建て替えの必要が生じていたこと、子どもを取り巻く社会環境の変化から、新しい展望への対応が必要となっていたことから、富士見小学校の改築を中心に、一体的に施設整備を行うこととし、整備に当たっては、民間の資金や経営・技術のノウハウを活用することにより、事業の効率的な実施と区民・児童に対する良質な行政サービス提供の実現を目指し、P F I手法の導入を検討したというものでございます。

富士見みらい館の供用開始までの大まかな流れは、ご覧いただいているとおり、記載のとおりでございます。ご参照いただければと思います。

次に、（2）の事業手法・選定方式でございますが、①事業手法は、P F I（B T O方式）でございます。また、②事業者選定方式は、総合評価一般競争入札方式を行っております。

（3）の事業期間でございますが、設計建設期間として平成20年9月19日から平成22年1月31日の約1年4か月余り。それから、下のほうに行きまして、維持管理・運営期間といたしまして、平成22年4月1日から令和7年3月31日の15年、計約17年でございます。

資料をおめくりいただきまして、裏面をご覧くださいませでしょうか。

（4）契約金額でございますが、84億6,078万8,175円でございます。内訳はご覧いただいているとおりでございます。

また、（5）の事業主体でございますが、アンファン富士見株式会社、こちら、平成19年8月設立の会社でございます。こちらの代表企業が三菱U F Jリース株式会社、こちらを代表企業としまして、構成員及び協力会社は記載のとおり構成となっている状況でございます。

また、（6）の事業者の業務範囲といたしましては、設計、建設、開設準備業務、そのほか維持管理と運営の業務でございます。

以上が事業の概要でございます。

次に、2枚目をご覧くださいませでしょうか。こちら、2、特定事業選定時の評価でございます。「（仮称）富士見子ども施設整備計画におけるV F M（V a l u e f o r M o n e y）評価の検討」、こちら、平成17年度に実施してございますが、その結果を踏まえて、特定事業として選定しまして、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の規定に基づき、平成17年11月に公表したものでございます。

富士見みらい館をP F I手法を用いて整備・運営していく場合、V F M（V a l u e f o r M o n e y）としてどうなのかといったことですか、どのようなことが期待できるかということに関して、区が評価し、公表したものでございます。

評価の概要でございますが、定性的なものや定量的なもので、それぞれ次のような評価でございました。

（１）の定性的評価としまして、①から④ということで、事業コストの削減、財政負担の平準化、サービスの向上、リスク分担がございました。

なお、①事業コストの削減としましては、事業期間全体におけるライフサイクルコストの削減の期待ですとか、一時的に大きな財政負担、初期投資ですが、その発生を抑えることが可能であろうといったこと、また、②の財政負担の平準化としまして、サービス購入費として、15年間にわたり支払うため、財政支出の平準化を図ることができるといったこと、③のサービスの向上としましては、事業期間を通じた最適な維持管理や民間ノウハウを生かしたサービスの質の向上など、効率的かつ効果的な維持管理・運営の実現が期待できるといったこと、また、④リスク分担については、施設整備費用の調達リスクですとか、設備に関するトラブル等のリスクを官民間で適切に分担することで、従来の施設整備・運営のリスクを軽減することが期待されるといったような評価でございました。

次に、（２）の定量的評価でございます。こちらにおきましては、Value for Moneyの算定により、設計から建築、運営を、従来どおり、区が自ら行う場合とPFI手法を採用した場合とで、財政的な縮減がどれだけ図れるかという試算を行ったものでした。

①番、定量的評価における従来型の公共負担額を試算しましたところ、71億8,300万円と推計されました。

次に、②番のPFIでの公共負担額、こちら、PFIで実施した場合というようなものの試算の結果ですが、合計で66億7,100万円であろうと。それが区がサービス購入費として支出していく額となるであろうということとなりまして、事業期間を通じて、合計で5億1,200万円、7.1%の公共負担額の削減効果があることが推計されたというものでございました。

これらの定性的、定量的、それぞれの評価結果によりまして、富士見みらい館の整備及び整備後の運営について、PFI手法を選定することとし、当時、公表したものでございます。

参考までなんですが、裏面に当時のValue for Moneyの算定結果を掲載させていただいております。ご参考にしていただければと存じます。

続きまして、3番の検証による評価及び課題でございます。資料の3枚目、ご覧いただけますでしょうか。

本事業の事後評価といたしまして、外部コンサルタントに評価業務を委託しまして、内閣府の「PFI事業の事後評価等に関する基本的な考え方」に示された五つの評価項目を基に評価を実施いたしました。その評価の概略をお示してございます。

分析評価といたしまして、①の事業目的の達成状況、契約内容の履行状況から⑤その他の効果まで、五つについて分析評価を行ってございます。

①の事業目的の達成状況・契約内容の履行としましては、維持管理業務の実施状況では、当初の修繕計画と実績に乖離があるということですが、一部業務で備品台帳の未更新など区側のモニタリングの課題があるのではないかとといったようなお話を頂いております。

また、ii番の運営業務の実施状況としましては、事業開始以降、指摘事項はなく、要求水準を満たしている。また、一連の管理によって、区の業務負担の軽減につながったと考えられるというような評価を頂いております。

三つ目の設計から運営までの一括契約に関する効果としましては、区の発注業務等の軽減につながったと考えられるといったこと。

また、四つ目の官民役割分担・リスク分担の適切性として、公募時点で設定されたリスク分担、または、負担者の区分についても、特に問題はないと見受けられると。一方で、当初計画になかった業務の追加などで、契約変更により金額は増えていますねというようなことをご指摘いただいております。

五つ目の財政負担の縮減の実現に関する評価でございますが、事業契約や要求水準の変更が行われているんですけども、法改正適合ですとか、新たな行政需要への対応など、従来型、区が直接行っている場合においても、これらは生じるものであると。これらは、従来型、今行っているPFI事業のいずれでも増額となることから、結果的にVFM値への影響が生じないものと考えられ、特定事業選定時の7.1%のValue for Moneyの効果、公共負担軽減額5億1,200万円への影響は生じていないものとみなしてよく、財政支出の縮減効果が発現したと考えられるというように評価を頂きました。

以上が事業目的の達成状況・契約内容の履行状況に対する評価でした。

続きまして、②のSPCの経営状況ですが、こちら、毎年度、事業会計年度終了後に、まず公認会計士の監査を受けてもらいまして、その事業期間中における指摘事項は、今のところなく、計算書類等は企業会計の基準に準拠し、財産、損益の状況を適正に表示しているものと認められ、経営状況に課題はないということでございます。

次に、③施設の利用状況に関しては、小学校の児童数や学童クラブの登録者数は増加傾向であるが、地域開放事業の稼働率などは今後さらなる向上が期待されると。利用率がもっと伸びるのではないかというようなことを頂いております。

また、④利用者の評価については、学童や一時預かり保育など、利用者からは一定の評価を得ているというようなことがございまして。

おめくりいただき、裏面をご覧くださいませでしょうか。⑤その他の効果としては、民間ノウハウを活用した取組ですとか、運営事業者による創意工夫、運営内容の質の向上を図る創意工夫がなされたという評価を頂きました。

まとめといたしまして、社会状況や児童数増などによる行政需要の変化、法令改正などへの対応による業務の追加、見直しに伴う契約変更、経費の増加はあるものの、施設整備費に係る財政支出の平準化が図られたことをはじめ、VFMの効果の発現、また、従来型整備事業と比較して、工期の短縮が図られていること、区の事務等の負担が一定程度軽減された部分があると見受けられること、民間ノウハウの活用がなされていること、利用者の満足度も一定程度高いことなどから、本事業をPFI事業として実施したことにより、その目的はおおむね達成され、当初期待した効果も一定以上得られたものと言えるというような評価を頂いております。

一方で、（2）課題と今後の対応といたしまして、先ほど少し触れさせていただきました当初の修繕計画と履歴の整理ですとか、備品の更新、それから、次期手法の検討といったことを課題として頂いておりまして、それぞれ記載のとおりの内容でございますが、これらの課題を受け止めまして、次期手法に向けて、円滑な引継ぎなどに努めてまいりたいと考えております。

評価及び課題の概略は以上でございます。

最後に、4枚目の資料、4、次期管理手法についてご説明させていただきます。

PFI方式によるこれまでの維持管理等の検証結果も踏まえながら、次期管理手法を検討していくための参考とするため、複数のパターンによる調査を行ったというものでございます。

検討を行うに当たり、改めてですが、（1）富士見みらい館の機能・業務についてでございます。機能といたしましては、富士見小学校、ふじみこども園、ふじみわんぱくひろばがございます。業務としては、維持管理として、保守管理、環境衛生・清掃・安全管理など、運営としては、児童健全育成、給食、地域開放、また、その他として、大規模修繕というものがございます。

次に、調査会社で想定しました次期管理手法のパターン想定を（2）に示させていただいておりますが、維持管理・運営の各業務で取り得る手法について、直営方式・包括的民間委託・指定管理のほか、将来的に生じる大規模修繕を加味したPFI、こちら、RO方式を前提としておりますが、それらの単体または複数の組合せによる六つのパターンを想定しております。パターンの状況は下表のとおりでございます。

これらの想定パターンによる分析なんですけれども、（3）ですが、既存の複合施設の実績に基づき算定を行った従来方式A、これは区が全て直営という言い方になりますが、富士見みらい館PFI事業開始前の費用算出方法をベースに縮減率が仮定できるD、E、Fについて、VFMの試算で、それぞれVFMの発現が見込まれたと、そういったような試算結果がございました。また、それぞれの特質として、メリットや課題がございまして、そちらは記載のとおりでございます。

ページをおめくりいただき、裏面をご覧くださいませでしょうか。

（4）今後の方向性ということについてなんですけれども、まず、①現況といたしまして、現在、これまでの修繕履歴の整理、劣化診断による現事業終了までに行う修繕箇所の把握を進めているという状況がございまして。また、現事業者から、現事業の当初に想定していた16年目以降の大規模修繕項目・費用について、見直しの試算がされているところなんですけれども、日常の保守点検等によって対応してきた修繕と、事業期間内に想定した15年間の修繕履歴がやはり一致していないというような状況もございまして。

②考え方といたしまして、大規模修繕を主としたPFI（RO方式）の場合、計画される大規模修繕を事業期間内に履行することが前提となりますが、次のような課題がございまして。まず、今後の社会状況及びニーズの変化、近年の区を取り巻く状況などにより、緊急に対応を要する改修や修繕が生じた場合の課題といたしまして、計画された修繕との調整を要することすとか、実施予定年度への影響が生ずる可能性があるということ。また、大規模修繕の設定時期による課題といたしまして、このRO方式の事業の当初ですとか、前半など、早期に対応していく場合には、複数の修繕項目を同時に施工していくことが考えられます。

一方で、小学校・こども園・児童健全育成機能は休止できないものですから、施工期間や時間帯などに制約がある。また、事業期間の後半以降での対応とする場合ですが、修繕対象の設定が難しいこと。また、物価変動などによる当初契約額との差異が大きくなり、庁内ですとか、事業者との調整、要求水準や契約変更などの手続などが非常に煩雑になることが想定されるといったこと。また、包括的民間委託の活用可能性ということで、現在、

子ども部が所管する施設について、包括的民間委託の活用可能性について、調査研究を行っているといったことがございます。

以上のことから、維持管理・運営における今後の方向性といたしましては、当面の間として、次の③に書かせていただいていることを軸に、それぞれの機能・業務に適した方法を検討していくというような考えでございます。

その検討・想定している管理・運営方法といたしまして、③でございます。施設・設備の維持管理につきましては、総合管理または包括的民間委託等。児童健全育成機能につきましては、指定管理、業務委託、民営など。また、給食業務につきましては、業務委託。地域開放業務につきましては、維持管理業務での総合管理または包括的民間委託に取り込む方向で検討をしていきたいと考えているところでございます。

いずれにしても、引き続き、学校、こども園、わんぱくひろばといった現場ですとか、関係各課と密に連携を取りつつ、円滑な移行に向けて取り組んでまいりたいと思っております。

ご報告は、長くなりましたが、以上でございます。

○西岡委員長 はい。説明が終わりましたけれども、今、維持管理の説明がやはり中心だったと思うんですが、これ、利用者の意見ですとか、PTAのご意見というのは、今後の運営にはしっかりと反映できるようにはなっていますよね。要は、地域の方が置いてけぼりにならないようにしてほしいなと思ってるんですけど、ちょっとそれだけ先にいいですか。

○赤海子ども施設課長 地域の方。ごめんなさい。今、ちょっと聞き取れなくて。

○西岡委員長 利用者の方の意見とかPTAの方、あと地域の、そういうご意見はしっかりと聞き取れる、反映できるような体制になっていますか。要は、地域の方が置いてけぼりにならないようになっていますか。

○赤海子ども施設課長 現時点の状況としましては、保護者の方の意見などはちょっとお聞きしていないような状況もあるかと認識してございます。今ご指摘いただいて、ちょっと声をお聞きするような機会を設けられればなと考えるところでございます。

○西岡委員長 ごめんなさい、先に聞いてしまって。

やっぱり突然運営が替わって、利用者が「担当していた方が急に替わっちゃったね」というようなことがないようにしていただきたいなというのもあったので、いろんな意味で、これはしっかりと地域の方のご意見とか利用者の方のご意見、意思反映できるように多少はしていただけたらいいなというふうに思っていますので、お願いいたします。

○赤海子ども施設課長 ご指摘ありがとうございます。おっしゃるように、突然、事業者が替わってしまった、また、担当している方が替わってしまったということの不安は、これに限らず、あろうかと思えます。そういったことも含めて、こちらのほうで、極力、そういった混乱を招かないような方法を取ってまいりたいと考えております。

○西岡委員長 はい。ありがとうございます。お願いいたします。

すみません。それでは、委員からの質疑を受けます。

○えごし委員 今アンファン富士見主体で行っていただいている業者自体は、例えば、今後、また運営をやりたいとか、そういう意見とかがあってあたりするんでしょうか。

○赤海子ども施設課長 ある程度のヒアリングは、この調査の中でさせていただいている

ところでございます。一方で、SPC特定目的会社に関しては、一度解散してしまうという前提がございます。その中で、それを構成するそれぞれの事業者においては、取っていく手法によって参画が可能であるとか、また、難しいといったようなことがあろうかと思えます。ただ、一定程度、参加は可能だとか、これとこれだったら参加をしてみたいというようなご意見は頂いているところでございます。

○えごし委員 今回の契約自体が、この6年度の末に終了するということですがけれども、この次の形を決定してやっていくという場合に、大体、いつ頃までにこれを決定しなければいけないという想定で進んでいますかね。

○赤海子ども施設課長 移行準備などもございますもので、そうですね、今年度中にといい方は、大きく過ぎるんですけども、来年度の準備に要する経費ですとか、それぞれの関係部署がございますので、やはり年内、年度内には方向性を決めなければ、移行が難しくなってしまうというような状況がございます。

○えごし委員 多分、やり方は、かなりいろいろパターンを考えて、今、検討していただいていると思うんですけども、確かに、この包括管理とか、様々やる上で、さっきも言っていたように、やり方によっても、期間が、準備期間ですね、変わってくると思いますし、もちろんすごい時間がかかる、直営でやる分にはそんなにかからないかもしれないんですけども、こうやっていろいろと分けてやっていくとすると、引継ぎもあるでしょうし、また、その準備もすごい時間がかかると思いますので、ここまでにといい期間はしっかりと決めて、それで、またあらゆる方法で考えていただきたいなど。後になって、何かああいう方法をやりたいけど、時間が足りないとか、そういうふうにならないように、ちょっと検討していただきたいなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○赤海子ども施設課長 ご指摘のとおりだと思っております。後々、やはりこの方法、あの方法ということがないように、今、もう既に内部では関係部署とはやり取りを始めております。また、今日、ご報告させていただきました後なんですけれども、一定程度のスケジュールはちょっと組んではいるところなんですけども、改めて関係部署と予算の関係も含めて、早急に詰めていきたいと考えております。

○えごし委員 ありがとうございます。

また、いろいろ委託してやるという形になれば、もちろん委託先の業者も決めないといけないですし、もちろん、やりたいという会社が出てこなかったら、もしかしたら、また違う方法を考えないといけないという可能性もありますので、そういうところも加味して、また日程的な部分もしっかりと持った上で進めていただきたいなというふうに思います。

○赤海子ども施設課長 抜け漏れがないようにしっかりと進めさせていただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

○西岡委員長 池田委員。

○池田委員 PFIがようやくこれで終わりました、これ、結果的には、総合的に数字である程度負担軽減がなされたという評価だったと思うんですけども、ちょっと個別の案件になりますけれども、今後、富士見小学校の場合の校庭は、今、天然芝になっておりますが、そこは、区としてはどのような評価をしているのか。それで、今後、もう事業者は替わると思いますがけれども、その後の何か、先ほど委員長からもありましたけれども、保護者の意見、子どもの意見、地域の意見を含めて、どのようなお考えがあるのかをお聞

かせください。

○赤海子ども施設課長 富士見小学校の校庭の芝生に関しては、できてすぐくらいから、養生回数が多いですとか、期間が長いといったようなお話ですとか、使うことによって荒れてしまったといったような問題があったことは認識してございます。また、いろいろ富士見のおやじの会さんと一緒に議論をさせていただきつつ、平成27年度だか、28年度に、まずは、天然芝の養生の方法を変えようじゃないかということで、当時、おやじの会さん、または、PTAの方々、保護者の方々との形になっているというふうなのも認識してございます。

また、学校サイドなどの意見になってしまうんですが、やはり芝生に触れることの効果があるというような声もございますもので、ちょっと今、今後、どうしていくというのが私の中でなかなか申し上げにくいところではあるんですけども、改めて、今後のことということもありますもので、機会があれば、保護者の方々の意見などもちょっと聞いてみるように考えてみたいと思っております。

○池田委員 よろしくお願いいたします。

あと、もう一件なんですけども、ふじみわんぱくひろばさんについては、もう既に事業者が別で入っていると思いますけれども、これについては、PFIの方式が終わった後でも、そこはまた別途の取扱いになるんでしょうかね。継続して、引き続き、今の事業者がずっとやるのか、また、そこは全然別問題だとは思いますが、契約の中では、その辺り、いかがなんでしょうか。

○赤海子ども施設課長 こちらのほうで触れさせていただいているところなんですけども、事業手法をどうしていくかというのがまだ今検討中という状況がございまして、その事業者になるのかどうかというのが、ちょっと私のところでは、今、お答えができない状況ではあるんですけども。今は、どういった手法を取っていくかという検討をしているところだというような状況でございます。

○池田委員 はい、分かりました。

○西岡委員長 牛尾委員。

○牛尾委員 るる説明を頂きまして、検証による評価という点では、もうPFIは非常によかったというようなことが書かれていると。区として、PFIをやって、いろんな評価ありますけれども、これ、何が一番区として評価されているのか。一番の評価点というのはどこですか。

○赤海子ども施設課長 今回のこのPFI事業におきまして、やはり、いわゆる、区としてどうかというふうなことだと思いたすんですけども、それに関しましては、設計から施工を一括でお願いできるというような状況があったことで、区の負担が、いわゆる事務の負担がかなり軽減されたのではなかろうかなというふうな受け止めと、また、竣工までに至る期間もある程度短縮ができたというような事実がございまして。また、財政的に平準化というような表現を使わせていただいておりますが、初期の建設に係る費用、こちらがやはり15年間にわたって支払うということで、そちらの平準化がされたのであろうというようなこと、また、民間のノウハウを活用するという前提がございまして、そういったことで、そういった民間のノウハウを発揮していただいたのではなかろうかというところを評価しているところでございます。

○牛尾委員 一番の評価ということで、四つも出されましたけれども、でも、大体、コストと。コストが減ったということが非常に大きいのかなと思うんですけども、一方で、やはり先ほどの池田委員おっしゃったとおり、芝生の問題とか、あと、あそこの問題では、地域交流室、今、学童が使っていますけれども、あそこの管理運営が別料金ですごく高いお金がかかったとか、様々な問題点もあったと思うんですけども、課題というのも非常に大きくあったと思うんですけども、ここに書かれているだけがPFIの課題だという認識なんですかね。

○赤海子ども施設課長 先ほども芝生の話ですとか、地域交流室などのご指摘を頂いております。やはり、今回、調査会社をお願いしているこのPFIの事業検証というものが基本的に内閣府の指針、ガイドラインに沿って、ちょっとやっていただいたという前提がございますもので、評価内容は基本的にご覧いただいているようなものでございます。

一方で、ご指摘いただいているような課題ということは、私のほうでも認識してございますもので、今後、これに対して、どういったものをどうしていくかというようなことは、引き続き考えていかなければいけないんだろうなと受け止めているところでございます。

○牛尾委員 そうなんですよ。内閣府の基準どおりにやると、こうかもしれないけれど、先ほどの芝生の問題、地域交流室の問題等、やっぱり区民の方から、周辺住民の方から様々な問題があるじゃないかという指摘は相当出ていると思うんで、そこは、しっかり区としても、今後に生かしていただきたいなというふうに思うんですね。

一方、今度は、PFIじゃなく、様々な手法を様々なところに応じてやっていくということですけども、まず、一つは、先ほど委員長言われたとおり、住民、利用者の声と同時に、やっぱり学校サイドの、学校ですからね、メインは。学校サイドの意見というのはしっかり取り入れながら、いろんな手法を選んでいってほしいということと、様々な四つの手法があるんですけども、一括して管理していけるのかどうかって心配なんですけど、そこはどうなんですかね。

○赤海子ども施設課長 まず1点目、学校、学校だけではなくて、こども園、健全育成機能がございます。そちらの現場の声は聞いていきたいと思っております。

それと、一括管理というのは……

○牛尾委員 ちょっと雑駁な質問でしたけども、要するに、いろんな手法が入るわけじゃないですか、総合管理、指定管理、業務委託。やっぱり一つの建物ですから、どこか一つ不具合が起きてもよろしくないということで、そこは、しっかり区として見ていけるのかどうかというのを聞いています。

○赤海子ども施設課長 いわゆる維持管理・運営という側面で見たとときに、ちょっと今のPFI事業のことも触れさせていただくんですが、基本的に維持管理となると、やはり子ども施設課が主に担っております。いわゆるハード系の設備、施設の維持管理、保守の関係が主体になるかと思えます。一方で、運営という言葉を使わせていただきますと、それはそれぞれの小学校、こども園、健全育成機能、地域開放といったソフトの部分があらうかと思えます。これが、例えば、一括といった場合に、丸々やるとなると、PFI手法でなかったとしても、運営も一つの事業者にというようなことにならうかと思うんですが、やはりそれぞれの分野がございまして、ハード的な維持管理を行っているところが、じゃあ、運営ができるかということ、そういったこともないだろうと想像しております。

て、そういった意味では、この富士見に限らず、区内の様々な子どもの関係の施設は、維持管理としては、そういった業種が入ってみる。運営に関しても、それぞれで委託ですとか、指定管理、様々入っているというような状況で、それに対して不安があるかということ、今のところ、私としては、そういった手法は十分あり得るだろうなというふうに考えているところでございます。

○牛尾委員 まあ、いいや。

○西岡委員長 ほかにございますか。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西岡委員長 はい。それでは、（7）富士見みらい館PFⅠ終了後の維持管理・運営に向けて、質疑を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午後2時56分休憩

午後3時04分再開

○西岡委員長 委員会を再開いたします。

次に、（8）学校給食費について、理事者からの説明を求めます。

○大塚学務課長 それでは、私のほうからは、学校給食費について、教育委員会資料8に基づき、ご報告させていただきます。

学校給食費補助の経過と現状についてでございますが、平成29年度から、保護者負担の軽減を図るため、小学生1人1食当たり10円、中学校及び中等教育学校前期課程15円で、給食費の一部補助を開始いたしました。令和2年度には、給食費の値上げを実施し、その際、一律1人1食当たり30円の補助といたしました。そして、令和4年度には、ウクライナ情勢等を受けた急激な物価高騰の中、給食の質を保つため、かつ、保護者の負担が増えないように、1人1食当たり45円の補助を実施してまいりました。

本年度は、引き続き長引く物価高騰の影響で、2学期以降も、肉、乾物類、調味料等の値上げが予定されており、質の高い給食維持のためには、11月以降は、給食費1人当たり15円引き上げざるを得ない状況にあるところでございます。

下段の資料、表をご覧ください。平成29年度から一部補助を実施したわけでございます。このときには、小学校10円、中学校、中等教育学校前期課程15円と差がありました。これはなぜかと申しますと、その当時、やはり千代田区というのは、23区の中でも一番物価等が高い、給食費が高いというところで、23区平均よりも、小学校においては平均20円、中学校においては30円、23区平均より高いという実態を踏まえまして、その差、20円と30円の半額を一部補助として公費で負担し、保護者の負担軽減を図るというふうにしたものでございます。その後、今ご説明のとおり、令和2年度、4年度と、1人1食当たりの補助を増額して、保護者の負担を抑制し、増えないようにしてまいりました。

現在、45円のところを、11月以降、さらに15円をプラスして、60円にしてやっついていかないと、今年度内、かなり、今、給食費のやりくりが厳しい状況にあるというところでございます。

なお、この補助につきましては、今後、新型コロナウイルス感染症地方臨時交付金の、

これ、物価高騰対策にも充当できるということで活用を検討しているところでございます。

ご報告は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○西岡委員長 はい。説明が終わりました。本件は、第3回定例会の提出予定案件に関連するものということですので、事前審査とならないよう、ご協力ください。概括的な質疑などがありましたら、お願いいたします。

○牛尾委員 今回の引上げによって、大体、これまでの物価上昇のこととかを賄える額ということでよろしいんですかね。

○大塚学務課長 この今申し上げた15円というのは、今まで値上げしてきたもの、プラス、これから値上げするであろうものも含めて想定して立てておりますので、これ、値上げをして、すぐに足りなくなってしまうというような事態にはならないような配慮はして、勘案して、数字をはじき出しております。

○牛尾委員 この間、やはり物価上昇によって、千代田区では、区内のお米屋さんなど、事業者を利用していこうということで、各学校によって、区内事業者を利用するということもあったんですけども、物価高騰で値段が上昇して、なかなか取引できないという状況もあるというふうに聞いていますんで、そこはよく学校側の意見も聞いて、また引き続き支援が必要であれば、柔軟に検討していただきたいと思っておりますんで、そこはよろしくお願いいたします。

○大塚学務課長 児童・生徒にとって、食育も含めて、大切な学校給食でございます。引き続き物価高騰対策はもとより、質のよい、安全・安心でおいしい給食の提供ができるように最大限の努力と検討をしております。

○牛尾委員 いいです。

○西岡委員長 ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西岡委員長 はい。それでは、(8)学校給食費について、質疑を終了いたします。

以上で、子ども部の報告を終わります。

ただいまより保健福祉部の報告に入ります。

保健福祉部(1)令和5年度敬老会の申込状況について、理事者からの説明を求めます。

○佐藤福祉総務課長 それでは、保健福祉部資料1に基づきまして、令和5年度敬老会の申込状況についてご説明申し上げます。

今年度の敬老会につきましては、資料の項番1の日程のとおり、開催に向けて準備を進めております。

今回は、項番の2にございますとおり、会場を、有楽町、ヒューリックホール東京に変更することとなりました。そのため、実施方法が変更になり、参加のご対象者の皆様、例年開催を支援して下さった各町会婦人部の皆様をはじめ、地域の皆様にご心配をおかけしているところでございます。大きな変更点として、会場の座席数が限られておりますことから、事前の申込制、座席指定制とさせていただいた点がございました。

8月20日に申込みを締め切りまして、集計をいたしましたところ、資料1の項番3、申し込み状況にございます件数のお申し込みを受付いたしました。会場の席数が約880ございますところ、第1回、神保町地区、神田公園地区、万世橋地区の回のお申し込みが550名、第2回、麴町地区が493名、第3回、富士見地区、神保町地区が547名の

お申し込みとなりました。お申し込みの総数は1,590件でございます。この件数には、来賓の方のご回答も含んでおります。ご心配をおかけいたしました。抽せんは実施せずに済むこととなりました。

昨日、9月4日に参加申込みを頂いた皆様に、座席のチケット、また、バスのお申し込みを頂きました方には、チケットに同封いたしまして、バスチケットを発送いたしました。

なお、9月5日、本日発行の広報千代田では、チケットが届いていないなどの状況がないか、ご確認いただけますよう、チケット等を発送した旨の記事を掲載し、周知を図っているところでございます。

ご説明は以上でございます。

○西岡委員長 説明が終わりました。委員からの質疑を受けます。

○池田委員 3回とも抽せんがなく、皆さん、お申し込みされた方が行かれるということで、ほっとしておりました。当初のご案内だと、抽せんの場合がありますと。万が一、応募したけど、行かないんじゃないかというような不安も、地域の方から言われていたんですが、そのところは想定していたとおりでと思います。何よりです。

今、バスの送迎の件がありましたけれども、どれくらい、皆さん、問合せというか、依頼があったのか、もし分かるようでしたら、お聞かせください。

○佐藤福祉総務課長 バスのお申し込みですけれども、各会、大体、40名から60名の間、神保町地区、神田公園地区、地区ごとにバスを運行いたしますが、大体、40名から60名程度、一番多いのが麴町、万世橋地区辺りは少し70名に届いているところがございますが、それに対応できる台数のバスを用意して、計画をしているところでございます。

○池田委員 よかったと思います。初めての試みでしょうし、かなり遠方になりますから、バスの送迎については、ご配慮いただきたいと思います。ありがとうございました。

それと、もう一点が、何だっけな、座席についてなんです。これ、指定席だと思うんですけども、各エリア、エリアで、同じ地区での公演になるとは思いますけれども、実際にもっと細かく言うと、ここの町会の方たちのエリアというか、その辺りの絞り込みというか、特定しているところの配慮はいかがなんでしょうか。

○佐藤福祉総務課長 座席の配置に当たりましては、町丁別の配置を基本に、グループのお申し込みも頂いておりますので、基本的には、町丁別の順の中で、同じ地区の方が席でまとまって座っていただけるようにという考え方で配置をしているところでございます。

○西岡委員長 はまもり委員。

○はまもり委員 この座席のところなんですけれども、介助者はたしか座る席がないというふうに、以前、説明がありましたかね。今、どのような、介助者の方も一緒に座れるのかとか、その辺はどうなっていますでしょうか。

○佐藤福祉総務課長 事前のお申し込みの際のお問い合わせにもお答えしていたとおりでございますけれども、基本的に、お席に着いていただけるのは対象者の方という考え方で、今回、受付をいたしました。ただ、余裕が出てまいりましたので、当初は、もし、いっぱいになってしまったら、ロビーでのモニター視聴ということも想定していたんですが、恐らく介助者の方も、ご本人のそばにちょっと座っていただくのは難しいかもしれませんが、会場の中でご覧いただけるのではないかなというふうに考えております。

○はまもり委員 分かりました。少し安心しました。ぜひ、当日の具合になってしまふん

でしょうけれども、同じところにいたほうが安心感があるということで、ご対応を柔軟に
していただければと思います。お願いします。

○佐藤福祉総務課長 大体の席数、来場者数が見えてまいりましたので、当日の運営の中
で、できる限り柔軟に対応してまいりたいと考えております。

○西岡委員長 えごし委員。

○えごし委員 座席の関連で、申込みなしで、来賓で呼んでいる方もいると思うんですけ
れども、例えば、町会長の方とか、そういう方も、座席は町会の皆さんの椅子のところ
にあるのか、もう来賓は来賓だけの席になっているのか。そこはいかがでしょうか。

○佐藤福祉総務課長 基本的に対象者の方を配置した上で、来賓の方の席はちょっとその
後ろのほうでということで、配置をしております。

○えごし委員 ちょっと来賓の方でも、中には、そういう町会の近くにさせていただいた
ほうがいいみたいな声も少しあったので、今回というか、今後ですよ、今後、するとき
にまたこういう形なる場合は、少し、そういう検討もしていただけるとありがたいかなと
いうふうに思いました。

○佐藤福祉総務課長 今回の座席指定制を私どもも初めて経験しまして、やはり従来のと
おり、少し広めの会場で、余裕のある中で、地域の方ごとにお座りいただける会場になる
のが望ましいのかなというふうには考えております。今後の会場の広さに応じて、柔軟に
対応できる部分は考えてまいりたいと思っております。

○西岡委員長 よろしいですか。

ほかにございますか。

○池田委員 もう一点。

すみません、もう一点、これ、申込み、事前の申込みで、これだけの人数の方があった
のはよかったんですけども、やはり高齢者の方ですから、ご案内が送られてきた時点で、
今までのように、持っていけば入れるという方がもしやいるかと想定をした場合に、当日、
申込みなしでいらした場合の受入れは、もちろん、この人数ですから、受け入れていただ
けますよね。

○佐藤福祉総務課長 事前にお申し込みされずに、チケットを持たずにご来場される方へ
の対応ということかと思えます。その件については、今回、実施方法が大きく変わりました
ので、そのような「会場に行けば大丈夫」というお考えの方がいらっしゃるということ
は想定しております。若干、今の数字を見ますと、そういった方にもご対応できる人数な
のかなと思っておりますので、その当日の、ご来場の状況を見て、なるべく席にご案内で
きるように努めてまいりたいと考えております。

○池田委員 その辺りのご配慮をよろしくお願いいたします。もう申込みをされた方で、
お友達と一緒に誘って行きましようなんていう方もいることも想定があると思えますから、
その辺りの対応も、十分、今後、次、来年以降も同じ会場でやるか、やらないか、まだ分
かりませんが、国立劇場が再開するまでの間のこの敬老会、また、コロナでできな
かったのがようやく復活できて、皆さん、喜んで来られると思えますから、まずは、そう
いう対象になる区民の方のための敬老会ですから、しっかりと対応していただきたいと思
いますが、いかがでしょうか。

○佐藤福祉総務課長 去年、3年ぶりの再開ということで、皆様がとても楽しみにしてい

らっしゃるというお姿は私どもも印象的に受け止めております。会場の中で、どの程度受け入れられるかというのは、その会場ごとのルール設定もございますので、ある程度公平性を保つためにルールをお守りいただく場面もあろうかと思いますが、その中で対応できる部分については、可能な限り、満足していただけるような形で対応してまいりたいと思います。

○西岡委員長 よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○西岡委員長 はい。それでは、（１）令和５年度敬老会の申込状況について、質疑を終了いたします。

次に、（２）自立支援センター千代田寮入所者によるトラブルについて、理事者からの説明を求めます。

○大松生活支援課長 では、保健福祉部資料２に基づきまして、自立支援センター千代田寮の入所者によるトラブルについてご報告いたします。

まず、自立支援センターとは、特別区内でホームレスの社会復帰に向けた支援を行う施設でございます。本区の場合、千代田寮という名称がついております。

では、資料、項番１のトラブルの経緯でございますが、今年の７月２２日土曜日でございますが、出世不動通りで開催の神田八町会こども縁日の準備中のことでございます。千代田寮入所者２名、仮に、Ａ、Ｂとさせていただきますが、このうち、Ａが準備中の道路を塞ぐなどの迷惑行為を行い、このことを注意した町会青年部とＡが口論となり、Ｂは一応それをなだめていたとのことでございますが、そこで、青年部とＡ両者の間で接触行為も発生し、警察が仲裁に入ることになり、青年部からは謝罪がなされましたが、原因となったＡは素直に受け入れなかったとのことございました。

次に、２番、両名が入所していた千代田寮の対応でございますが、週明けの２４日月曜日でございますが、当のＡは、朝のうちにほかの入所者とトラブルを起こし、センターがＡを注意、指導したところ、自分の意思で退所いたしております。そして、同日の午後、千代田寮とは別にある社会福祉法人特別区社会福祉事業団本部、ここに匿名で本件について情報提供がございまして、この本部経由で千代田寮は本件について把握したものでございます。

なお、Ｂは千代田寮に入所したままでございます。

この日、２４日中に、千代田寮はＢから事情を聴取し、最後までＡと行動を共にしてまいりましたので、注意、指導いたしました。そして、２５日火曜日には、千代田寮職員と全入所者に対して、このようなことがないように、再発防止のため、注意喚起をいたしました。

そして、現在、千代田寮からは三つの再発防止策が示されております。①、②、③にございますように、入所者に対して、迷惑行為がないように、要所、要所で注意、説明していく。来年度は、縁日等が開催される場合は、地域の理解を得ることを前提に、千代田寮職員でパトロール等を行う。千代田寮入所が、本区が窓口となる場合は、対人関係等に問題がある可能性があるなどを見極め、千代田寮と情報共有して、トラブルを予防できるようにするなどございます。

次に、３番にございますように、本区は、地域連絡協議会を開催して、協議会への報告と再発防止に向けた意見交換をいたしました。日時は８月２５日の１５時から、（２）の

協議会の委員は、恐れ入りますが、裏面をご覧ください、表のと通りのメンバーとなっております。

そして、（３）にございますように、質疑と意見としては、当日は、委員の皆様から、ちょっとここは順不同になりますが、入所者が退所する場合、退所先を見届けて、安全を確保できるようにしてほしい。メンタル等に問題を抱える入所者に対して、カウンセラーが話を聞く機会を増やしていくことも大事である。また、問題が起きたときの対応を決めて、周知徹底することが大事であるなどのご意見のほか、特に、トラブルがあった場合、警察から千代田寮に連絡が入る体制づくりをしてほしい。また、何かあったときに、千代田寮の所長につながる連絡体制をつくるべきであるというご意見が出まして、これに対して、千代田寮は対応するとの回答をしております。

簡単ではございますが、ご報告は以上でございます。

○西岡委員長 はい。説明が終わりました。委員からの質疑を受けます。

○牛尾委員 こういう事故は確かにあってはいけないと。それはそのとおりで、対策も必要だということは分かります。一方で、自立支援センターの役割は何ですか。

○大松生活支援課長 冒頭でちょっと申し上げましたが、端的に申しますと、ホームレスの社会復帰に向けた支援でございまして、具体的に申しますと、就労支援、あとは、地域になじめるように協力をする。あとは、金銭管理の支援なども入っております。

○牛尾委員 つまり、何らかの原因で職を失った、住居も失ってしまったという方が、自立支援センターに行って、要するに、生活を取り戻し、仕事も就職できるようになり、一人で生活していけるように支援をしていく。そういった施設だと思わなくても、やはり、そうしたところを活用する方は、例えば、精神的に不安定だったりとか、大変なことがあって、トラブルがあって、こうしたところに行かなきゃいけなくなったとか、大変な方が多いわけですよ。そうした方々がやはり不安を抱えながら生活をしていく。どうしても精神的に、どうしてもそういったトラブルが起きやすいという方もいらっしゃるかもしれないと思うんですよね。

私、こういう大事な施設、そうした人たちを支えるのがこのセンターの役割であって、非常に欠かせない施設と言っていると思うんですよね。本当に福祉の施設だと思うんですけれども。こういう事件をきっかけに、こうした施設が迷惑施設と、近隣の方に思われてしまうと、それは不幸だなというふうに思うんです。もちろん施設に対して、こういった指導とか、指導というかな、対策を取ってもらうということは大事なんですけども、一方で、入所者の方々も、そうした不安を抱えながら生活しながら、あそこは、個室はないですよ。大部屋ですよ。

○大松生活支援課長 あ、はい。

○牛尾委員 やっぱり大部屋で生活することによって、同じ部屋の人たちとのトラブルとか起こり得ると思うし、私は一人一人個室で生活をしていただくということは安定につながっていくのかなと思うんですけども、そうした対策とか、あとは、ここで、カウンセリングとかというのは非常に大事なことだと思いますけれども、一方で、そういった入所者が安心して生活できるような体制づくり、対策づくりというのも必要だし、近隣住民に対して、こういう大事な施設なんだという理解を求めていくということも、一つ大事なのかなというふうに思うんです。そこの辺の区のことをちょっと聞かせてください。

○大松生活支援課長 ただいまのご指摘のとおり、注意、指導だけではなく、こういった方を地元理解していただくというのが非常に重要なことだと思いますので、この点は、今回開催いたしました地域連絡協議会が地元の皆様への連絡、情報共有の会議体となっておりますので、定期的に関いて、情報を共有してご理解を得たいと思います。

あと、いわゆる、先ほどもご指摘で述べたカウンセリングとメンタルでの支援でございますが、当日、千代田寮の委員のほうからも発言がありまして、月に2回、精神科の医者のカウンセリングとかを受けておりますので、こういったことを情報共有して、続けていただきたいと思いますと思っております。

あと、この大部屋での、いわゆる住居の対応なんですけど、実際の住居部分のありようについては、この運営元が本区ではございませんで、特別区人事・厚生事務組合の事業でございますので、このところは、例えば、福祉事務所長会などで意見を出して行って、今後の協議につなげたいと存じます。

○西岡委員長 はまもり委員。

○はまもり委員 少し関連してですけれども、そうですね、今、牛尾委員がおっしゃったように、最後のほうの主な質疑と意見のところに書いてあるんですけども、問題が起きたときの対応を決めて、周知徹底することが必要と。それはそれで必要なんだろうと。ただ、周知徹底という、何ですかね、管理するということだけではなく、問題を事前に防ぐのと同時に、問題が起きたときに、どうやってそこに向き合って、自分自身が対応できるようにしていくのか。その応援をするような、何ですかね、支援の仕組みなのか、教育プログラムなのか、何かそういうものってありますか。

○大松生活支援課長 例えば、問題を起こしたときのプログラムのなものはございませんが、問題が起きた都度、千代田寮の中で相談に乗るという体制はありますし、また、場合によっては、例えば、どうしても共同生活になじまない、ちょっとここで生活していけないということは起こり得ますが、その場合は、入所した元の福祉事務所、例えば、千代田区で連絡を受けまして、その場合は、一旦、身元のほうをこちらのほうにお戻りして、生活や年齢とかの状況に応じて、生活保護などの次のステップ、支援につなげるような体制はできております。

○はまもり委員 ありがとうございます。

そうですね。お話を聞いていただいて、きっといろいろと対応していただいているんだろうなというふうに思うんですけど、もしも可能だったら、もう少し何か問題が起こったときの捉え方によって、全く違うように受け止めるということがあると思うので、そこは専門的にどのように受け止めていくと、そこに対して、解決に向かっていけるのかというような考え方を、ぜひ、支援として入れていただきたいと思いますというふうに思います。

あと、本件は個別ケースではあるんですけども、このAさんという方は、この退所意向を示したということなんですけれども、注意を受けると退所してしまうというような、ここがもうちょっとどんな状況で退所になってしまったのか。また、退所してしまうというのは結構あることなんですかね。ちょっとその辺を教えてください。

○大松生活支援課長 実は、具体的な退所の、例えば、どういう注意をして、それに対して怒ったとか、そういう具体的なものは、ちょっと私どものほうは、いわゆる個別の事情ということで、情報のほうは得ておりませんが、こういった任意退所とか、あとは、こうい

う経過を経ずに、無断退所とか、これはそんなに多くはないんですけど、何件かはあるのが実情でございます。

○はまもり委員 なかなか難しいというところも想像はできるんですけども、この本件に関しては、次の住む場所というか、入所するところは決まっているんですか。

○大松生活支援課長 今回の、次の入所する場所なんですが、その情報もちょっと私どものほうは得ておりません。と申しますのも、このAさんは本区から入所した方ではございませんで、自立支援センターは私ども千代田区を含めて四つの区からの入所でございますので、先ほどちょっと私が触れましたけど、入所した区の福祉事務所に一応連絡して戻したということでございまして、私どもが知り得ている情報はそこまででございます。

○西岡委員長 一旦、休憩します。

午後3時34分休憩

午後3時37分再開

○西岡委員長 委員会を再開いたします。

この件に関しては、よろしいですか。

それでは……。〔発言する者あり〕

富山委員。

○富山委員 資料についてなんですけれども、確かに緊張感のある出来事だったので、大変、資料を作成された方の緊張感が表れていると思うんですが、少し攻撃的な部分がありまして、やっぱり三つの再発防止策の③の部分で、入所前の段階で対人関係等に問題がある者に関しては、福祉事務所で特性・気質を見極め、問題行動を起こさないよう、連携していくという部分が、第一印象として、自立支援センター、イコール攻撃的な方が来るかもしれないところという印象を与えてしまう可能性もあるので、表現を少しだけお気を付けていただきますと、今後、いいかと思えます。よろしくお願ひします。

○大松生活支援課長 この点は、まちの人も含めまして、意見交換会で出た中の記録をそのままなるべく忠実に載せて、千代田寮が示したところでございますので、なるべく忠実にというふうに思ったので、こういう表現になったんですけど、ただ、ご指摘のとおり、先ほども、別の、牛尾委員のほうからご指摘あったように、この自立支援センターがいわゆる支援するための施設であるということの理解も必要でございますので、今の富山委員のほうからご指摘あったように、こういった資料を作成するときは、今後そういった点を気をつけたいと存じます。

○富山委員 お願いします。

○西岡委員長 ほかによろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西岡委員長 それでは、（2）自立支援センター千代田寮入所者によるトラブルについて、質疑を終了いたします。

次に、（3）新型コロナウイルスワクチン秋開始接種について、理事者からの説明を求めます。

○大谷新型コロナウイルス予防接種担当課長 保健福祉部資料に基づき、ご説明をいたします。

今年度のワクチン接種については、3月8日の保健福祉委員会でご報告させていただい

ておりますが、今回の秋開始接種は、その方針から変更部分が生じているため、ご報告をするものでございます。

まず、項番1の秋開始接種の方針のほうをご覧ください。方針としましては、重症者の低減を目的とし、高齢者など重症化リスクの高い方を接種の対象としつつ、その他全ての方についても接種機会を提供することとしており、春開始接種と同様に、臨時の特例接種として、全額公費負担、無料で接種を受けられるような仕組み、方針となっております。

下線を引いている高齢者など重症化リスクが高い方というのは、なるべく受けていただきたい対象ということで、米印の注釈のところをご覧ください。65歳以上、生後6か月から64歳までの基礎疾患を有する方でして、そのことを公的関与対象者としてございます。

本区ですと、その対象は約1万5,000人を想定しているところでございます。

項番2の概要のほうをご覧ください。表の太枠が秋開始接種でして、3月8日の報告から変更となったところに下線を引いてございます。また、右側のほうに、春開始接種について、参考までに載せさせていただいております。

まず、接種期間でございます。秋開始接種につきましては、9月20日から来年の3月31日となっております。当初、12月末で終了予定でしたが、期間を長く設定することとなりました。

接種対象については、5歳以上全ての方が対象となっていたんですけども、今回、生後6か月以上全ての方に変更となっております。

使用するワクチンについては、オミクロン株XBB.1.5対応1価ワクチンと決定をしております。

続きまして、項番3の接種券の発送です。9月1日に、お手元の接種券を使い切っている方に対して、約2万通、一斉発送をしております。今後は、月に1回、新たに接種対象となった方に送付をする予定でございます。

項番4の集団接種会場についてでございます。今年度、当委員会でも、集団接種会場の一時中止等についてご報告させていただいたときにもご案内をしておりますが、今後、個別接種化への移行を速やかにするために、集団接種会場の設置については、12歳以上は接種開始から2か月間、小児・乳幼児の接種につきましては、個別接種会場が少ないことから、接種期間中、常時設置とご報告させていただいております。秋開始接種も同様に、同様の考え方の下、12歳以上については11月17日まで、その他の年代は3月末日まで設置をする予定でございます。

ただし、米印にありますように、予約状況等により、実施回数の減を検討してまいりたいと考えてございます。

項番5の個別接種会場については、記載のとおり箇所でございます。前回の報告から大きく変わるものではございません。

裏面のほうをご覧ください。ワクチン接種の状況でございます。12歳以上で基礎疾患のない方は、4回ほどワクチンを接種する機会があったので、4回目と5回目の間に太線を引いてございます。12歳以上ですと、4割程度が接種を済ませていて、65歳以上ですと、8割の方にご接種いただいている状況でございます。

その下の表が春開始接種の接種率でございます。接種率50%となっております。

最後に、参考といたしまして、広報掲示板に貼らせていただいているポスターをおつけしました。実は、今回、9月1日に接種券を発送したのですが、そのチラシの作成時にはまだ国の方針の変更点が示されていなかった。国が変更するというご案内が全くなかった状況でしたので、そのときの情報を基にお作りしたチラシのほうを同封してございます。郵送物の中にも、そのチラシの内容の修正箇所も一緒に入れてございますが、国が改めて示した内容のものを反映したものを掲示板に貼らせていただいておりますので、本日配付をさせていただきました。引き続き、ワクチン接種を希望される方々に速やかに接種できるよう取り組んでまいります。

ご報告は以上でございます。

○西岡委員長 はい。説明が終わりました。委員からの質疑を受けます。

○はまもり委員 もう既に作られているということなんですけれども、まれにはあるんですが、副反応というふうなものが出てきてはいると思います。千代田区のホームページにもその情報は書いてあるので、そこは注意点として入れておいたほうがいいのかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○大谷新型コロナウイルス予防接種担当課長 副反応については、個人個人に当てたチラシには、こういった副反応がありますというご案内は入っています。今回、掲示板に、主に変更点を目立たすような参考資料をつけさせていただいておりますので、記載のほうは入ってございません。

○はまもり委員 はい、分かりました。

○西岡委員長 はい。ちょっと私からいいですか。

この6か月から11歳までの接種率がやはり低い状況になっていると思うんですが、例えば、これはすぐーるとかで発信をして、周知する工夫とか、何かしら、そういうことは、子ども部と連携してできますか。

○大谷新型コロナウイルス予防接種担当課長 以前は、接種勧奨、もう少し接種してくださいというような状況にあったんですが、今は、公的関与対象者も6か月以上の方の中で基礎疾患を有する方というふうなことで限定されているので、すぐーるで一斉配信することによりまして、余計混乱を生じてはいけないなというところで、今回はすぐーるでの配信は考えてございません。

ただ、そういった側面で、基礎疾患を有する方々に対して、なるべくSNSとかでご接種を希望される方は受けられますよというような案内をさせていただければと存じます。

○西岡委員長 そうですね。基礎疾患がない方も含めですけれども、やはり、特に基礎疾患があって受けていないような方の漏れがないようにしていただく工夫が必要かなと思うので、今後必要になれば、よろしく願いいたします。

ほかに……。 (発言する者あり) ありがとうございます。

○大谷新型コロナウイルス予防接種担当課長 そういった方々への周知については、別途、SNS等を通じて行ってまいりたいと思います。

あと、資料上、1か所訂正がございます。個別接種会場のところの乳幼児のところでございます。麴町地区3か所、神田地区1か所となっておりますが、合計の箇所数に誤りがございましたので、この場で訂正をさせていただきます。

○西岡委員長 はい。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○西岡委員長 はい。それでは、（3）新型コロナウイルスワクチン秋開始接種について、質疑を終了いたします。

以上で、日程1、報告事項を終わり、日程2、その他に入ります。

委員の方から何かございますか。

○はまもり委員 一部の報道で、麴町中学校のほうで教育方針の改定があるというような報道がありました。こちらについて、状況はどのようなことになっているのか、教えてください。

○山本指導課長 教育委員会といたしましても、学校としっかりと情報共有をしながら進めてまいっているところでございます。現在は、いろいろ多く検討しているようすけれども、検討中というようなところがほとんどというふうに聞いております。

○はまもり委員 実際には検討中ということだったんですけれども、一部、子どもたちの話で聞くと、ここが変更になった、ここが変更になったというような話は出てきています。それを受けて、保護者のほうでは、何か個別に変更が起こっているということは認識をされていて、ただ、どのような方針の下に起こっているのか分からないので、そこが不安になっている部分もあります。

前回、PTA主催で15名程度ですけれども、校長先生がお話しして、やり取りがあったと思うんですけれども、できれば、先生方のお話というものを全体にきちんと説明していただきたいと思うんですけれども、その説明会などの開催予定などはありますでしょうか。

○山本指導課長 今ご指摘いただきました点、学校からも報告を頂いております。9月2日だったかと思えますけれども、麴中カフェということで、PTAの方が主催として、カフェ形式でくつろいだ雰囲気の中で、校長先生のお考えをざくばらんに聞く会というような形で開催したというふうに聞いております。私のほうで把握している限りでは、保護者の方の出席が17名、学校側からとしては校長先生、副校長先生、そして、教務主幹の先生というふうに聞いております。当初予定しておりました1時間半の開催時間、校長先生もせっかくの機会ということで、丁寧に説明してくださったと聞いております。また、グループ協議の後に出たご意見ですとか、ご質問等についても、学校側の考えをお示しいただいたというふうに聞いております。1時間半の予定が2時間になったというようなご報告も頂いております。それは大変よい機会だったかなというふうに思っております。

また、そういった機会があるごとに、しっかりと学校の考えは保護者に説明していくべきだということも、我々から伝えているところです。

○はまもり委員 ありがとうございます。ぜひ、非常によい会だったと思いますので、継続してやっていただきたいと思います。

加えて、当初、新たな教育改革を始めた際にも、かなり地域の方、保護者の方、それから、子どもも加えて、どのような学校にしていくのか、特に制服のところとかは、何年もかけて検討していったというところがあったと思います。アレルギー対応であったり、宗教の対応であったり、多様性の対応であったり、何年もかけて考えてきたといったところも含めて、ぜひ、トップダウンで決めるだけではなく、保護者の方、子どもたち、どうやって意見を取り入れて変えていけるのか。そのやり方自体も考えていきたいと思っております。

で、お願いいたします。

あと、もう一点お願いしたいんですけども、もしも、今後、教育方針を変えていくというふうに当たっては、きちんと今までやってきたことの効果検証をしていただきたいなというふうに思います。一番分かりやすいのは、進学率とか、学力の面だとは思いますが、加えて、恐らく今までやってきたところというのは、非認知能力のところを伸ばすといったところが大きかったと思います。ここは、ちょっとどうやって見ていくのかといったところもあるんですけども、もともとは自主性を伸ばす、多様性を高めていくといったことがあったと思います。そういったところをどうやって把握していくのか。それから、進学率も、非認知のところも、あと、学校の状況も、ちょっと多分、もともとの改革があった2014年からではあるんですけども、2000年ぐらいのところから少し長い期間で見ていただきたいなと。

一番重要なのが、当初、私も講演とか著書で読んだ話の中では、学校が荒れていたといった状況もあったと思うんですね。学級崩壊があったり、先生方でお休みする方が多かったり、そういった状況が今どうなっているのか。もちろん教育効果って時間がかかるので、教育改革をやったから、すぐに効果が出たかどうかは分からないんですけども、そういったことも含めて、いろんな背景があって変わってきたのが、今度は、どういうことを目指して変えていくのか、また、これから5年後とかに変わった後に、振り返ったときに、じゃあ、麴町にとってはどちらがいいのか、どういういいところを引き継いでいけばいいのかというふうに考えていきたいので、ぜひ、そのちょっと長いスパンで幾つか指標を出して検証していただきたいんですけども、いかがでしょうか。

○山本指導課長 何点かご指摘いただいたかと思います。

まず1点目、制服、これは標準服ですけども、標準服についてでございます。今のところ、学校といたしましては、新1年生から着用を基本とする。2年生、3年生に関しては、現状どおりということで、検討を進めております。そこについても、新1年生、着用を基本といたしますが、例えば、季節に合わせた着用の仕方を子どもたちと一緒に考えていくですとか、そういったことも学校としては検討していただいております。

それから、2点目、効果検証についてでございます。これは、麴町中学校だけではなくて、どの学校・園でも行っているところではありますけれども、年度末に子どもたち、保護者、地域、学校運営協議会、様々な方を対象として、年度末の評価をしております。それを生かしながら、次年度、翌年度の教育課程を編成するというような作業をしております。当然、麴町中学校もそれらをしっかりとしながら、翌年度以降の教育課程を編成するというような作業は行っております。また、それに付随いたしまして、教育改革、これまで麴町中学校が行ってきた教育改革と言われるところ、ここについても、しっかりと成果と課題を明確にして、成果についてはもちろん伸ばしていく、課題について、改善すべきところがあれば、しっかりと改善していくというところで、麴町中学校も今取り組んでくださっていると我々は認識しております。

○はまもり委員 ありがとうございます。認識は合っているかと思うんですけども、出たタイミングで、どのようなやり方で、説明会を実施していく検討をしているのかという内容と、あと、どのようなやり方で、この効果検証していくのかというのは、共有いただきたいと思います。

特に、年度末の評価も大事だと思うんですが、今回は、長いスパンで、ちょっと10年、20年単位で見たいなと。2000年ぐらいから見たときに、進学率であったり、学校の状況、学級崩壊とかを含めて、どうなっているのかというのを見ていただきたいと思いますので、ちょっと、その辺はご検討いただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○池田委員 関連。

○西岡委員長 はい。じゃあ、続けて、池田委員。

○池田委員 答弁の前に、今、一つ、麴町というところで特化して、その他でご質問があったと思うんですけども、課長おっしゃったように、麴町中学だけでなく、公立というのは一橋もあって、あと、九段中等もあります。全体として、効果検証といえますか、今までのところで比較というのは必要なのかなと思っております。私も麴町中学卒業生の1人としては、やはり伝統というのは守っていきたいし、ただ、今までの改革というのも認識をしながら見守ってきたつもりですから、それがいいか、悪いかというのは、それぞれそのときの保護者のいろんな視点があると思いますから、そのところは、しっかりと受け止めなきゃいけないのかもしれないんですが、そこは、一つの学校だけではなく、公立として、いかにしっかり進学率、小学校の子どもたちを公立の中学に上げられるかというところは、いろんな魅力があっていいと思っているんです。麴町もそうだし、一橋もそうだし、九段中等は受検があって行かなきゃいけないというところはありますけれども、そういう相対的、全体的なところをこの常任委員会では議論していったほうが私はいいかかなと思うんですけども、その辺りはいかがですかね。（「1回、休憩」と呼ぶ者あり）

○西岡委員長 はい。休憩いたします。

午後3時58分休憩

午後4時04分再開

○西岡委員長 委員会を再開いたします。

すみません。それでは、この件につきましては、調査の項目として、今後、確認させていただきますが、皆様よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○西岡委員長 はい。ありがとうございます。

次に、執行機関から何かございますか。

○大谷新型コロナウイルス予防接種担当課長 8月20日付の広報などでお知らせしておりますが、健康推進課の予防接種の業務については、来年度、新型コロナウイルスの予防接種が個別接種に移行することを視野に、業務の統合に向け、執務場所を1か所に集約させていただくため、8月24日から、保健所の庁舎から千代田会館8階のほうに一時的に移転をさせていただいております。

ご報告は以上です。

○西岡委員長 はい。説明が終わりました。

この件につきまして、何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西岡委員長 はい。よろしいですか。

それでは、本日は閉会といたします。お疲れさまでございました。

午後4時05分閉会